特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (住宅課) ..........

道路の位置の指定 (建築指導課).....

保安林指定の解除 (山口市) (森林整備課)......

指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課).....ー

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意 (団体指導室).....

平成二十八年九月二十三日

(金曜日)

域

X

山口県知事

村

畄

嗣

政

# 目

### 平成 28 年

Щ

П

## 山口県告示第二百九十号

同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する

同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

### X

### 小畑区域

使用して営む漁業総トン数十トン未満の漁船により、

主としてはえ縄を

分

山口県告示第二百九十一号

安林の指定を次のとおり解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

保

平成二十八年九月二十三日

山口県知事

村

畄

嗣

政

解除に係る保安林の所在場所

山口市阿東生雲西分字頰白一の二、一の三、一七六四の二二、一七六四の二

匹

二 保安林として指定された目的 七六四の二五

水源の涵養

Ξ 解除の理由

肥料の登録 ( 農業振興課 ) ......

県営本郷地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧 (農村整備課)

建築士の免許の取消し (建築指導課).......

肥料の登録の有効期間の更新 (農業振興課).....

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)......四大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).......

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 ( 県民生活課 ) .......

道路用地とするため

: :七 六 五

# 山口県告示第二百九十二号

予定である旨の通知があった。 二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十八年九月二十三日

山口県知事

村 畄 嗣 政

限る。)) 及び保安林の指定をする件 (平成八年農林水産省告示第千八百十七号 (二 保安林の指定をする件(昭和四十三年農林省告示第二千五十九号(二に係るものに 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

口

#### 号 一 変更に係る指定施業要件

立木の伐採の方法

に係るものに限る。))に定めるところによる。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。 変更しない

市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。 次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

ついて次の図に示す部分に限る。 山口市徳地三谷字袈裟岩一一四三・一一四四・字橋ケ谷一一五二の一 (以上三筆に

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 山口市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

Щ

産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

北山一三八九の一、一三八九の七〇、一三八九の七二、一三八九の七六、一三八九の 五、一三八九の一五一から一三八九の一五三まで 八〇から一三八九の八二まで、一三八九の八五、一三八九の一四四、一三八九の一四 五、字尻川七九二の一、字石崎八二二、字猪ノ鼻二番四四九九、阿知須字焼野道ヨリ 山口市秋穂東字上田六四〇の四、字中道山七六八の六、七六八の七、七六八の一

岩国市本郷町本郷字有石迫一〇六五の一、一〇六八、字洗川一一六六の二、一一七

二、字せど山一一四五四、字小野一一四五五、字かたかげ一一九五五、美川町根笠字 九八〇、一三四五五、一三四五七、 〇、一三四四二、一三四四三、一三四四五、字草木三九七七、字くろ木三九七九、三 常灯畑三九五一、字平浴三九五四、一三四三二、一三四三四、一三四三九、一三四四 九七の二、字原ケ迫二九一〇から二九一三まで、二九一七、二九一八、二九一九の 字クロ木一三四四七、一三四四九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係

# 山口県告示第二百九十三号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村 岡 嗣 政

= :	四 · 五	三〇の二〇-松市大字河内字大河内一三〇の二、一三〇の三及び
八六:二平成二八、		八八の九、八八の一一及び八八の一四、下部第音町一丁目八七の三、八七の四、八七の一
(メートル)	(メートル)	地名及び番地

# 山口県告示第二百九十四号

営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。 及び状況を要件とする資格 (以下「経営規模等入札参加資格」という。) 並びに当該経 り、黒磯県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村 畄 嗣

政

### 黒磯県営住宅新築工事

工事場所 岩国市黒磯町二丁目四五六番地二〇

#### 工事の概要

鉄筋コンクリート造地・	構
地上五階建	造
	延
四九三	ベ
二平方7	面
四九三平方メートル	積
	戸
	数

## 経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 ( 二者で

- 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- 級であること。 により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等 示 (平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。) 二の〇の規定 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

Щ

П

- 定する特定建設業の許可 (建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規
- 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- もの (以下「総合評定値」という。) の建築一式工事の数値が八百以上であるこ 県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近の 共同企業体の代表者の平成二十八年九月二十一日までに国土交通大臣又は都道府
- ること。 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であ

# 経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

う。) を提出しなければならない 同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、 告示四の一に規定する共

- 共同企業体協定書の写し
- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し

3 2

委任状

### 申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

(四) 申請書等の提出期間及び時間 山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番 一号

平成二十八年十月二十六日までに発送する。 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

#### 兀 その他

(五)

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

平成二十八年十月十二日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

八七〇)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県土木建築部住宅課 (電話○八三-九三三-三



# (三八八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第 一項の規定により、次のとお

の縦覧に供します。 月二十五日までの間、 同項第一号、 第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年十 山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆

П

報

号 2797

申請のあった年月日

平成二十八年九月二十三日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 平成二十八年八月二十五日

主たる事務所の所在地 代 表 者 の 氏 名 皆繋 陽一郎

下関市大字冨任九一番地

定款に記載された目的

域共助の基盤強化を図り、 ム構築やコーディネート、拠点づくりに関する事業を行い、地域住民や企業と共に地 あらゆる社会課題を抱える日本国内の各地域に対して、地域共助のプラットフォー 地域経済活性化と地域福祉の向上に寄与すること。

(三八九) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により、 次の

日から平成二十九年一月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産 業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年九月二十三

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村 畄 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 (仮称)ドラッグコスモス宮野恋路店

所在地 山口市宮野下一〇一九の

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏

氏

名 又 は

株式会社コスモス薬品

兀

大規模小売店舗の新設をする日

名 称 住

福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

代表者の氏名

五 平成二十九年五月三日

山口県知事

村

岡

嗣

政

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 一、五三〇平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

五二台

駐輪場の収容台数

一五台

二七平方メートル 荷さばき施設の面積

 $(\Xi)$ 

廃棄物等の保管施設の容量

(四)

九立方メートル

七

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

名又は名 称

株式会社コスモス薬品

開店時刻

午前一〇時 午後一〇時 閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後十時三十分まで

二箇所 駐車場の自動車の出入口の数

 $(\Xi)$ 

(四)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十八年九月二日

(三九〇)大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

から意見を聴きました。 |十八年五月六日山口県公告 (一九八) に係る大規模小売店舗について次のとおり光市 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、 平成

労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十八年九月二十三日から同年十月二十四日までの間: 山口県商工

大規模小売店舗の名称及び所在地 平成二十八年九月二十三日 マックスバリュ 室積店

山口県知事

村

畄

嗣

政

光市新開二丁目一番一号

(三九一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

から意見を聴きました。 二十八年五月六日山口県公告 (一九九) に係る大規模小売店舗について次のとおり光市 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

山口県商工

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村 畄 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三 浅江ショッピングセンター

特に配慮を求める事項はない。

(三九二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十八年五月六日山口県公告 (二〇〇) に係る大規模小売店舗について次のとおり平生 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十八年九月二十三日から同年十月二十四日までの間、 山口県商工

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村 畄 嗣 政

> 名称 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン平生

所在地 熊毛郡平生町大字平生町五八八の三

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

### (三九三)肥料の登録

り肥料の登録をしました。 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとお

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村 畄 嗣 政

第五三四号	第五二県四号	第山 四七 三 号	第四七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	第山口中	第三二二生	第山 八四県 号生	第山 七三県 号生	第山 七二県 号生	第山七県 号生	第山 七〇県 号生	登 録 番	K	平氏	お肥料取	(三九四)	第山六日〇県	登 録 番	ŧ
				号	号						号		= ==	の締み		号	号	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成二八			人 年	録の紹	料の	平成		
										<u> </u>	更新年月日	Ī	九月	有和効二	登 録	<u>ゾ</u>	登録年月日	į.
六	V	"	ţ	五 五	六	ţ	"	"	六	ţ	月日		平成二十八年九月二十三日	期十五年	有効	六	月日	
五五	九	"	三	六	八	"	三	八	六	=			百	を手法の	期間	三七		
副産植物質肥料	副産石灰肥料	"	"	"	"	消石灰	"	"	"	生石灰	肥料の種類			おり肥料の登録の有効期間を更新しました。 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号	肥料の登録の有効期間の更新	乾燥菌体肥料	肥料の種類	)
肥料を操	ネラルG くみあい粒状ミ	消石灰・〇肥料用	消石灰の肥料用	消石灰肥料用六五・〇	消石灰・〇・〇	消石灰・〇肥料用	生石灰の・〇	生石灰・〇	生石灰の・〇	生石灰と一般料用	肥料の名称	1	山口県知事	り肥料の登録の有効期間を更新しました。肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第十二条第二項の規定により、		乾燥菌体肥料 N	肥料の名称	ļ  -  -  -  -
加里全量 量量	く溶性苦土	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	保証成分量	E	村岡	項の規定に		りん酸全量	保証成分量	
— 〇四三 ・・・ 五〇〇		七0・0	六五・〇	六五・〇	七0・0	六 〇 ・ 〇	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇	% 分量		嗣			- 〇四 · ·	%分 少量	<u> </u>
該当なし	り公定規格のとお	1/1	"	"	"	"	"	"	"	○該当なし	その他の規格		. 政	次 の と		 ○公定規格のとお	その他の規格	
ティコム株式会社	業株式会社	"	株式会社	井上博司	薬仙石灰株式会社	株式会社	重安石灰株式会社	薬仙石灰株式会社	井上博司	株式会社	又氏 は 名 称名	生産				会社民工業株式	又氏 は 名 称名	生産
東京都千代田区麹町	一番一号広島県呉市昭和町一	"	八五 宇部市大字小串 — 九	九三八の三	三六二美祢市伊佐町伊佐三	八五 宇部市大字小串 — 九		三、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二	九三八の三美祢市伊佐町伊佐三	ルズ 宇部市大字小串ー九	住	業者				七一山口市仁保下郷一七	住	業者

第五九 五 二 号	第五九二号	第五九一号	第五九〇号	第五八九 九 号	第五八八 日 号	第五六四号
"	"	"	"	"	n	"
"	V	"	"	"	六	<del>五</del>
"	八	"	"	"	三七	$\equiv$
"	肥料がかりなり	消石灰	副産石灰肥料	消石灰	肥料がシウム	混合石灰肥料
  一五炭酸苦土石	プログラム   放送   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大	消石灰の一部料用六五・〇	じみちゃんM くみあい粒状し	七〇消石灰	炭酸苦土石灰	号のスーパーニー
可溶性苦土	可溶性苦土	アルカリ分	く溶性苦土	アルカリ分	可溶性苦土	く溶性苦土
ー五 五五 ・・ ○○	<u>一五</u> ○五 ・・	六五・	国〇:〇	七0・	-五 ○五 ・・ ○○	四 七八 ···
<u>00</u>	りと規格のとお	六五・○ 該当なし	〇 り 業株式会社 業株式会社	七〇・〇 該当なし	<i>"</i>	・○ り
"	誠信産業株式会社	ビジネス九州 株式会社グリーン	ラルエ	"	誠信産業株式会社	業株式会社アサヒミネラルエ
" " " "	南宿一五六の一岐阜県羽島市足近町	三番三五号	一番一号広島県呉市昭和町一	" " " "	南宿一五六の一岐阜県羽島市足近町	一番一号広島県呉市昭和町一

# (三九五) 県営本郷地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 本郷地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営

平成二十八年九月二十三日

П

山

縦覧に供する書類

山口県知事 村 畄

政

嗣

縦覧の期間 平成二十八年九月二十六日から同年十月十七日まで

県営本郷地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し

山口県農林水産部農村整備課

縦覧の場所

(三九六)建築士の免許の取消し

建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第九条第一項の規定により、次のとおり建

築士の免許を取り消しました。

平成二十八年九月二十三日

山口県知事 村 畄 嗣 政

住田	氏
治 久	名
二級建築士	木造建築士の別二級建築士又は
第七二九五号 平成二八、	登録番号
九	免許取消年月日
死亡	免許の取消しの理由

平成二十八年九月二十三日発行平成二十八年九月二十三日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁